

改正後	改正前
《以下「5」は、「簡易型-表2」の後段から、ここに移動する》 5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。 配置予定技術者の工事成績評定、施工経験、及び施工計画の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。 (2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑩）については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までに竣工した、□□□□工事とする。 <u>なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。</u> ※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：建築一式、電気等）を記入する。 (3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑪）については、原則、過去10年間とする。 (4) 企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。 (5) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。 (6) 災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。ただし、管内一円業務及び除雪作業委託は県発注に限る。特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動については、農業事務所長発行の証明書の写しを添付すること。 (7) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。 (8) 地域活動の実績におけるボランティアについては、会社として行っているものを対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティアについては対象外とする。 (9) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。	

改正後				改正前			
簡易型総合評価落札方式（建築・電気・管工事）評価点算定基準				簡易型総合評価落札方式（建築・電気・管工事）評価点算定基準			
【企業関係評価項目】		簡易型－表 1		【企業関係評価項目】		簡易型－表 1	
評価項目	配点	評価基準	評価点	評価項目	配点	評価基準	評価点
①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○○工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	３． ０点	80 点以上	３． ０点	①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○○工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	３． ０点	80 点以上	３． ０点
		65 点を超え 80 点未満	(平均値-65) ×3.0／15 点 〔小数点以下第 4 位 四捨五入〕			65 点を超え 80 点未満	(平均値-65) ×3.0／15 点 〔小数点以下第 4 位四捨五 入〕
		65 点以下	０点			65 点以下	０点
②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「４」の要件による。 ※「４」に要件を記入する。	１． ５点	５年以内の実績あり	１． ５点	②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「４」の要件による。 ※「４」に要件を記入する。	１． ５点	５年以内の実績あり	１． ５点
		５年を超える実績あり	１． ０点			５年を超える実績あり	１． ０点
		実績なし	０点			実績なし	０点
③企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	１． ０点	知事表彰あり	１． ０点	③企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	１． ０点	知事表彰あり	１． ０点
		部長・所長表彰等あり	０． ５点			部長・所長表彰等あり	０． ５点
		なし	０点			なし	０点
④ISO の認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	０． ５点	ISO9001、ISO14001 の両方を取得	０． ５点	④ISO の認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	０． ５点	ISO9001、ISO14001 の両方を取得	０． ５点
		ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	０． ３点			ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	０． ３点
		なし	０点			なし	０点

改正後				改正前			
⑤災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去３年間（特定家畜伝染病に関する要請に基づく場合は６年間）、及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対応等地方自治体が管理する社会資本の維持管理（県外含む、国除き）に関する緊急な出動及び特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動の有無により評価する。 県外業者については、群馬県内の自治体に対しての緊急な出動に限る。	０．４点	締結あり	０．４点	⑤災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去３年間（特定家畜伝染病に関する要請に基づく場合は６年間）、及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対応等地方自治体が管理する社会資本の維持管理（県外含む、国除き）に関する緊急な出動及び特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動の有無により評価する。 県外業者については、群馬県内の自治体に対しての緊急な出動に限る。	０．４点	締結あり	０．４点
		締結なし	０点			締結なし	０点
	０．８点	地方自治体（県外を含む、国を除く）への緊急な出動、あるいは特定家畜伝染病の防疫作業（準備を含む）に関する出動あり	０．８点		０．８点	地方自治体（県外を含む、国を除く）への緊急な出動、あるいは特定家畜伝染病の防疫作業（準備を含む）に関する出動あり	０．８点
		出動なし	０点			出動なし	０点
⑥災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	０．３点	認定あり	０．３点	⑥災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	０．３点	認定あり	０．３点
		認定なし	０点			認定なし	０点
⑦地域活動の実績 入札日の属する年度の前年度及び当該年度においては入札公告等の日までの間に、群馬県が管理する社会資本（道路、河川等）の除草、清掃等の社会資本の維持管理に関するボランティア、除雪作業、森林整備ボランティア活動の有無により評価する。	０．５点	あり	０．５点	⑦地域活動の実績 入札日の属する年度の前年度及び当該年度においては入札公告等の日までの間に、群馬県が管理する社会資本（道路、河川等）の除草、清掃等の社会資本の維持管理に関するボランティア、除雪作業、森林整備ボランティア活動の有無により評価する。	０．５点	あり	０．５点
		なし	０点			なし	０点
⑧県内企業の下請活用 <u>１件１００万円以上</u> の県内企業との１次下請負契約の金額が１次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	０．７点	下請負の８０％以上の金額を県内企業が占める場合	０．７点	⑧県内企業の下請活用 <u>１件１００万円以上</u> の県内企業との１次下請負契約の金額が１次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	０．７点	下請負の８０％以上の金額を県内企業が占める場合	０．７点
		下請負の５０％以上８０％未満の金額を県内企業が占める場合	０．４点			下請負の５０％以上８０％未満の金額を県内企業が占める場合	０．４点
		上記以外	０点			上記以外	０点
⑨建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	０．３点	活用の申告あり	０．３点	⑨建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	０．３点	活用の申告あり	０．３点
		活用の申告なし	０点			活用の申告なし	０点
小 計	９．０点			小 計	９．０点		

改正後	改正前
※⑧において「1次下請負の契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。 ※⑧において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。 ※⑧において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。 ※⑧において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80%以上の場合の評価点は0.7点とする。	※⑧において「1次下請負の契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。 ※⑧において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。 ※⑧において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。 ※⑧において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80%以上の場合の評価点は0.7点とする。

改正後				改正前			
【技術者関係評価項目】簡易型－表 2				【技術者関係評価項目】簡易型－表 2			
評価項目	配点	評価基準	評価点	評価項目	配点	評価基準	評価点
⑩配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を 65 点とみなす。	2． 0 点	80 点以上	2． 0 点	⑩配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を 65 点とみなす。	2． 0 点	80 点以上	2． 0 点
		65 点を超え 80 点未満	<u>（最高点 -65）</u> <u>×2.0／15 点</u> 〔小数点以下第 4 位四捨五入〕			<u>75 点以上 80 点未満</u>	<u>1． 5 点</u>
						<u>70 点以上 75 点未満</u>	<u>1． 0 点</u>
		65 点以下	0 点			<u>65 点を超え 70 点未満</u>	<u>0． 5 点</u>
⑪配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「４」の要件による。	1． 0 点	5 年以内の実績あり	1． 0 点	⑪配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「４」の要件による。	1． 0 点	5 年以内の実績あり	1． 0 点
		5 年を超える実績あり	0． 5 点			5 年を超える実績あり	0． 5 点
		経験なし	0 点			経験なし	0 点
⑫施工計画の評価 <u>簡易型－表 3</u> の評価項目により評価する。	3． 0 点		<u>評価者の合計点から換算</u> 〔小数点以下第 4 位四捨五入〕	⑫施工計画の評価 別表の施工計画評価項目により評価する。	3． 0 点	<u>優</u>	<u>3． 0 点</u>
						<u>良</u>	<u>2． 0 点</u>
						<u>可</u>	<u>1． 0 点</u>
						<u>不可</u>	<u>0 点</u>
小 計	6． 0 点			小 計	6． 0 点		
合 計	1 5． 0 点			合 計	1 5． 0 点		
≪ 「４」 は、「３」 の後段、「簡易型-表 1」 の前段に移動する ≫				4 価格以外の評価項目における評価対象工事は、次の条件に該当する工事とする。 （記載例） ※記入すること。原則、過去 1 0 年間とする。 平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 3 1 日までに、群馬県内において完成引き渡し が完了した、国、県、（旧）日本道路公団発注の橋長が〇m 以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事			

改正後	改正前
≪「5(1)～(9)」は、「3」の後段、「簡易型-表1」の前段に移動する≫ ※ ⑫施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が作成するものとする。なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする。	5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとすることができる。この場合、配置予定技術者の工事経験及び施工計画等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。 配置予定技術者の工事成績評定、工事経験、及び施工計画の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。 (2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑩）については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31までに竣工した、□□□□工事とする。 なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。 ※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：建築一式、電気等）を記入する。 (3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の工事経験（企業項目②、技術者項目⑪）については、原則、過去10年間とする。 (4) 企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。 (5) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。 (6) 災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。ただし、管内一円業務及び除雪作業委託は県発注に限る。特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動については、農業事務所長発行の証明書の写しを添付すること。 (7) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。 (8) 地域活動の実績におけるボランティアについては、会社として行っているものを対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティアについては対象外とする。 (9) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。 (10) 施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が作成するものとする。なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする。

改正後

【施工計画評価項目】

簡易型－表 3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	小計	
①現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
②施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
③現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
④技術力の向上における取組み	業務に関連する資格取得状況	6－1、 <u>ア及びイ</u> に示す資格 <u> </u> を <u> </u> 取得 <u> </u>	3 点					
		6－1 に示す資格 <u>いずれか</u> と <u>6－2 に示す資格</u> を取得	2 点					
		6－ <u>1</u> 、 <u>ア又はイ</u> に示す資格を取得	1.5 点					
		なし	0 点					
⑤〇〇〇 ※特別、求めたい内容があれば追加可。	〇〇〇の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
小 計								
合 計								

改正前

【施工計画評価項目】

簡易型－表 3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	小計	
①現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
②施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
③現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
④技術力の向上における取組み	業務に関連する資格取得状況	6－1 <u> </u> に示す資格 <u> </u> と他資格を <u>複数</u> 取得 <u>※</u>	3 点					
		6－1 に示す資格 <u> </u> を取得	2 点					
		6－ <u>2</u> <u> </u> に示す資格 <u> </u> を取得	<u>1</u> 点					
		なし	0 点					
		6－ <u>2</u> <u> </u> に示す資格 <u> </u> を取得	<u>1</u> 点					
⑤〇〇〇 ※特別、求めたい内容があれば追加可。	〇〇〇の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点					
		内容が的確でやや優れる	2 点					
		内容が的確である	1 点					
		的確でない	0 点					
		内容が的確である	1 点					
小 計								
合 計								

※複数取得については、6－3 参照

改正後	改正前																				
(削除) ※ 原則、4項目とする。ただし、現場条件に応じ、特別求めたい内容があれば⑤を追加、5項目とすることも可とする。 【建築工事】 6－1 ア 1級建築施工管理技士 イ 1級建築士 6－2 ア <u>6－1の資格取得が1級建築施工管理技士であるもの</u> <u>2級建築士</u> イ <u>6－1の資格取得が1級建築士であるもの</u> <u>2級建築施工管理技士</u> (削除)	<table><tr><th rowspan="2">評価</th><th colspan="2">合 計 点 数</th></tr><tr><th>4項目の場合（原則）</th><th>5項目の場合</th></tr><tr><td>優</td><td><u>23点～30点</u></td><td><u>30点～39点</u></td></tr><tr><td>良</td><td><u>16点～22点</u></td><td><u>20点～29点</u></td></tr><tr><td>可</td><td><u>10点～15点</u></td><td><u>12点～19点</u></td></tr><tr><td>不可</td><td><u>1点～ 9点</u></td><td><u>1点～11点</u></td></tr><tr><td>欠格</td><td><u>0点</u> 評価項目に未記入がある</td><td><u>0点</u> 評価項目に未記入がある</td></tr></table> ※原則、4項目とする。ただし、現場条件に応じ、特別求めたい内容があれば⑤を追加、5項目とすることも可とする。 【建築工事】 6－1 ア 1級建築施工管理技士 イ 1級建築士 6－2 ア _____<u>2級建築施工管理技士</u>_____ _____ イ _____<u>2級建築士</u>_____ _____ <u>6－3</u> <u>施工計画評価項目④技術力の向上における取組みにおいて、“複数取得”となるのは、以下の場合とする。</u> <u>・1級建築施工管理技士と1級建築士を取得</u> <u>・1級建築施工管理技士と2級建築士を取得</u> <u>・1級建築士と2級建築施工管理技士を取得</u> <u>1級、2級建築施工管理技士又は1級、2級建築士の組み合わせは不可。</u>	評価	合 計 点 数		4項目の場合（原則）	5項目の場合	優	<u>23点～30点</u>	<u>30点～39点</u>	良	<u>16点～22点</u>	<u>20点～29点</u>	可	<u>10点～15点</u>	<u>12点～19点</u>	不可	<u>1点～ 9点</u>	<u>1点～11点</u>	欠格	<u>0点</u> 評価項目に未記入がある	<u>0点</u> 評価項目に未記入がある
評価	合 計 点 数																				
	4項目の場合（原則）	5項目の場合																			
優	<u>23点～30点</u>	<u>30点～39点</u>																			
良	<u>16点～22点</u>	<u>20点～29点</u>																			
可	<u>10点～15点</u>	<u>12点～19点</u>																			
不可	<u>1点～ 9点</u>	<u>1点～11点</u>																			
欠格	<u>0点</u> 評価項目に未記入がある	<u>0点</u> 評価項目に未記入がある																			

改正後	改正前																				
【電気工事】 6－1 ア 1級電気工事施工管理技士 イ 技術士（以下の技術部門／選択科目のもの） <table><tr><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>電気電子</td><td>特になし</td></tr><tr><td>建設</td><td>特になし</td></tr><tr><td>総合技術監理</td><td>電気電子</td></tr><tr><td></td><td>建設</td></tr></table> 6－2 ア 2級電気工事施工管理技士（6－1で1級電気工事施工管理技士の場合を除く。） イ 第1種電気工事士 （削除）	技術部門	選択科目	電気電子	特になし	建設	特になし	総合技術監理	電気電子		建設	【電気工事】 6－1 ア 1級電気工事施工管理技士 イ 技術士（以下の技術部門／選択科目のもの） <table><tr><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>電気電子</td><td>特になし</td></tr><tr><td>建設</td><td>特になし</td></tr><tr><td>総合技術監理</td><td>電気電子</td></tr><tr><td></td><td>建設</td></tr></table> 6－2 ア 2級電気工事施工管理技士 イ 第1級電気工事士 6－3 施工計画評価項目④技術力の向上における取組みにおいて、“複数取得”となるのは、以下の場合とする。 技術士又は1級電気工事施工管理技士と「他資格」として、以下の資格を取得している場合とする。 ◇2級電気工事施工管理技士 （ただし、1級電気工事施工管理技士との組み合わせは不可） ◇第1種電気工事士	技術部門	選択科目	電気電子	特になし	建設	特になし	総合技術監理	電気電子		建設
技術部門	選択科目																				
電気電子	特になし																				
建設	特になし																				
総合技術監理	電気電子																				
	建設																				
技術部門	選択科目																				
電気電子	特になし																				
建設	特になし																				
総合技術監理	電気電子																				
	建設																				

改正後

【管工事】

6－1

ア

1級管工事施工管理技士

イ

技術士（以下の技術部門／選択科目のもの）

技術部門	選択科目
上下水道	特になし
衛生工学	特になし
機械	流体力学 熱力学
総合技術監理	上下水道 衛生工学 機械－流体力学 機械－熱力学

6－2

ア

2級管工事施工管理技士

イ

職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの

冷凍空調機器施工（1級）
空調設備配管（1級）
給排水衛生設備配管（1級）
配管（ <u>建築配管作業</u> ）（1級）
配管工（1級）
<u>建築板金（ダクト板金作業）（1級）</u>

（削除）

改正前

【管工事】

6－1

ア

1級管工事施工管理技士

イ

技術士（以下の技術部門／選択科目のもの）

技術部門	選択科目
上下水道	特になし
衛生工学	特になし
機械	流体力学 熱力学
総合技術監理	上下水道 衛生工学 機械－流体力学 機械－熱力学

6－2

ア

2級管工事施工管理技士

イ

職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの

冷凍空調機器施工（1級）
空調設備配管（1級）
給排水衛生設備配管（1級）
配管（ <u> </u> ）（1級）
配管工（1級）
<u> </u>

6－3

施工計画評価項目④技術力の向上における取組みにおいて、“複数取得”となるのは、以下の場合とする。

1級管工事施工管理技士又は技術士と、「他資格」として、以下の資格を取得している場合とする。

◇2級管工事施工管理技士（ただし、1級管工事施工管理技士との組み合わせは不可）

◇職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの
空調設備配管（1級）、給排水衛生設備配管（1級）、配管（1級）、配管工（1級）
冷凍空調機械施工（1級）

改正後	改正前											
■「簡易型－表3」における評価者の決定は、以下のとおりとする。 <table><tr><th>評価者</th><th>役 職</th></tr><tr><td>評価者 A</td><td rowspan="4">群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。</td></tr><tr><td>評価者 B</td></tr><tr><td>評価者 C</td></tr><tr><td>予 備 (上記評価者不在の場合)</td></tr></table> ※評価者の人数は3人とする。 ■「簡易型－表3」における評価者の合計点から、施工計画の評価点への換算式は、以下のとおりとする。 <換算式> 施工計画の配点（小数点以下第4位四捨五入） = 3.0点 × $\frac{\text{評価者の合計点}}{\text{項目別の最高点*}}$ *項目別の最高点 <table><tr><th>4項目（原則）</th><th>5項目</th></tr><tr><td>30点</td><td>39点</td></tr></table>	評価者	役 職	評価者 A	群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。	評価者 B	評価者 C	予 備 (上記評価者不在の場合)	4項目（原則）	5項目	30点	39点	(新設) (新設)
評価者	役 職											
評価者 A	群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。											
評価者 B												
評価者 C												
予 備 (上記評価者不在の場合)												
4項目（原則）	5項目											
30点	39点											